

## 令和7年度大学教育再生戦略推進費

「大学病院機能強化推進事業（経営環境の改善に資する教育研究基盤の充実）」

### Q & A

（令和8年1月15日現在）

#### 1. 申請について

Q1－1 どのような学校が申請できるのか。

A 国公私立大学のうち医学部を置く大学です。申請者（学長）から文部科学大臣宛に申請を行ってください。

Q1－2 大学病院の分院から申請することはできるのか。

A 分院単体で申請することはできません。公募要領に記載のとおり、大学で取りまとめの上申請してください。

なお、大学病院本院での取組に加えて、分院等での取組を申請書に含めて記載することは可能です。ただし、選定された場合は、本院の大学病院改革プランに、分院と一体となって取り組む内容を記載してください。

Q1－3 本院での取組に加えて、分院等や連携機関での取組を申請書に含めて記載することは可能とあるが、本院以外の取組を申請することは可能か。

A 本院以外の場において実施することが必要な、教育・研究に資する取組であれば申請することは可能です。

ただし、医療設備を分院等に整備する場合、本事業の補助対象事業者は、医学部を置く国公私立大学としており、大学病院（本院）で管理することを想定しているため、整備する場所に関わらず、医療設備の管理は代表校、または連携校が行う必要がありますので留意してください。

Q1－4 申請を行うに当たり、連携校がある場合、申請書の提出は、どこの大学が行えば良いのか。

A 申請書は申請担当大学（代表校）が連携校を含む全大学分をとりまとめて作成してください。

Q1－5 「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

A 事業責任者は実質的な事業統括者であるため、学長が担うことは難しいと考えます。

Q1－6 「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

A 事業責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があります。

Q1－7 「事業責任者」は途中で交代することは可能か。

A 引き続き事業を適切に推進することができるのであれば、途中で交代しても構いません。

Q1－8 他の補助金にも申請する予定であるが、本公募への申請が制限されるのか。

A 他の補助事業への申請によって、本事業への申請が制限されることはありません（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の施設費貸付事業（病院特別医療機械設備）で整備予定の取組を除く。）。ただし、両方で採択された場合、事業内容に重複があると本事業として

経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請してください。

**Q1-9 申請書の作成に当たり、コンサルタント等の外部者の協力を得て良いか。**

A 関係者の意見を得ることは構いませんが、コンサルタント等の協力を得て申請書の大部分を作成することは望ましくありません。大学改革は、各高等教育機関において自ら取り組まなければならぬものであることを認識の上、各大学において責任を持って作成してください。

**Q1-10 申請書はカラー・モノクロどちらがよいか。**

A 特に指定はありません。申請書が見やすいものとなるようご留意願います。

**Q1-11 様式の改変はできないのか。**

A 指定した様式で記入してください。なお、行数の増減に係る行の高さの調整は可能です。(横幅は変えないでください。)

**Q1-12 参考となるデータや図表は、申請書（様式）の各欄に記入してもよいか。**

A 参考となるデータや図表を含めて申請書を作成することは差し支えありません。ただし、公平性を確保するため、指定外の申請書等を添付した場合は、分量を問わず、審査対象外とします。

**Q1-13 申請書を送付した後、不備が見つかった場合に差し替えは可能か。**

A 一度提出された申請書の差し替えや訂正は原則として認めません。

## 2. 申請資格・申請要件について

**Q2-1 申請要件は全て達成する必要があるのか。**

A 全ての要件について申請時点で達成している必要があります。なお、例外として教育改革関係の申請要件は令和9年3月までに達成する必要があります。  
申請要件は厳格に確認するほか万が一期限までに要件を達成していないことが判明した場合は、大学名の公表や、補助金の返還を求めます。

**Q2-2 教育改革関係の申請要件について、「大学入学者選抜実施要項」に規定する内容を遵守していることは必須要件になるのか。**

A その他の教育改革関係の要件と同じく令和9年3月までに達成する必要があります。万が一、要件に合致しないことが判明した場合は、大学名の公表や、補助金の返還を求めます。  
ただし、「大学入学者選抜実施要項」に規定する「第4試験期日等」の遵守については、令和9年4月以降に遵守する計画でも申請を可能としますが、選定された場合、遵守時期など、計画の内容に応じて補助金額の調整を行い、補助金申請額から半額程度などと減額する可能性があります。

**Q2-3 申請要件のうち、「大学病院改革プラン関係」について、申請時までに記載をしていないといけないのか。**

A 補助事業に係る取組みについては、国民・社会への説明責任を果たす観点から、本事業に採択された場合は速やかに記載・更新を行ってください。事業実施期間中に記載状況の確認を行います。

**Q2-4 申請に当たって、申請担当大学（代表校）及び連携校の双方が申請資格と申請要件を満たす必要があるのか。**

A 代表校及び全ての連携校が申請資格と申請要件を満たすことが必要です。

**Q2-5 連携校に医学部を持たない大学等が参画することは可能か。**

A 医学部を持たない大学は連携校（代表校から補助金の配分を受ける大学）として参画することはできませんが、協力校（補助金の配分を受けない事業の協力機関）として参画いただくことは可能です。本事業の趣旨・目的を踏まえ、適切な連携体制を計画してください。

**Q2-6 本事業は、他大学等との連携が必須となるのか。**

A 必須ではありません。

**Q2-7 申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。**

A 文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」の第3条第1項に該当し、令和6年度に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となります。

**Q2-8 申請資格における「収容定員充足率」の算出方法について、「修業年限超過学生」の取扱いはどのように考えるのか。**

A 本事業においては、収容定員充足率の算出にあたって、「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）」に準拠して行うこととします。修業年限超過学生を控除する場合は、成績管理等に係る取組の概要や公表方法についての説明を記載した書面（様式不問）を作成し、別添資料として提出してください。

### 3. 対象事業について

**Q3-1 本事業ではどのような取組が申請の対象となるのか。**

A 本事業では、各大学において策定している大学病院改革プラン等を踏まえ、病院長のマネジメント体制の構築や、地域医療構想に基づく役割分担と連携、事業規模の適正化と人的・物的資源の教育・研究へのシフト等をはじめとした病院運営の構造転換を図るに当たって必要となる大学病院の教育研究基盤を充実させる取組を対象としています。

例えば、①ICUや手術部門の機能を強化し、大学病院に求められる高度医療を担う医師や看護師の養成、②診療科・部門横断的な組織の設置による研究体制の強化、③地域の医療人材の確保や広域的な高度医療の提供に当たり、関係機関との協議の場や、その要請を議論し意思決定をする学内会議体を設けるなどの地域との連携強化の取組、などが考えられます。

**Q3-2 医師以外の職種を対象とした事業内容を実施することは可能か。**

A 歯科医師・薬剤師・看護師など大学病院の機能強化に当たって必要となる取組であれば対象となります。

**Q3-3 本事業の対象となる「医療設備」や「情報システム」とは、どのようなものを想定しているか。**

A 本事業は、大学病院において行う診療のみならず教育・研究のために必要な医療設備や情報システムの整備を支援することとしています。そのため、一般的な診療で必要される医療設備や情報システムと比較し、教育・研究を行う上で必要な機能やスペックを持つ医療設備

や情報システムの新規導入や既存機器の更新を重点的に支援することを想定しています。なお、既存機器の更新を行う場合は、既存機器よりも教育・研究に効果的な機能を有していることが望ましいと考えております。

**Q3-4 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の施設費貸付事業（病院特別医療機械設備）で整備予定の医療機器は対象となるか。**

A 公募要領に記載のとおり、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の施設費貸付事業（病院特別医療機械設備）で整備予定の取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることはできませんので、本事業では申請対象外とします。（なお、「〇〇システム」等の一部を構成する医療機器で、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の施設費貸付事業（病院特別医療機械設備）で整備予定の医療機器と連結して使用されるものの、単独の医療機器として明らかに区分ができる、「〇〇システム」等として独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の施設費貸付事業（病院特別医療機械設備）で整備予定としている医療機器については、本事業で申請することは可能です。）

**Q3-5 複数の設備を整備する計画は申請の対象となるか。**

A 複数の設備の整備を行う計画も対象となります。

**Q3-6 外国メーカーの製品で、海外ではすでに販売されているが、国内では承認されていない医療機器は申請の対象となるか。なお、公募締切である令和8年2月4日までには間に合わない見込みだが、承認され次第、発売される予定である。**

A 本事業では、申請時点において、国内での診療に活用できない医療機器は申請の対象となりません。

**Q3-7 今回導入する設備は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」により承認された医療機器のみが対象となるのか。**

A 補助対象とする『設備』については、承認された医療機器に限定しておりません。

**Q3-8 ロボット支援手術 VR トレーニングシミュレータなどの教育のみのツールは対象となるか。**

A 可能です。

**Q3-9 教育・研究を行うことだけを目的とする設備について、医療現場で活用する場合は、申請対象となるか。**

A 可能です。

**Q3-10 すでに所有する医療設備等に対して、機能の追加や付属装置の付加を行うことは可能か。**

A 既存設備等と比較し、教育・研究を行う上で必要な機能やスペックを付加する場合には、可能となります。

**Q3-11 申請時において、計画について自治体等にどの程度まで了承を得ておく必要があるのか。**

A 協定書の締結等、書面による確約まで提出を求めるとはしませんが、申請した計画に沿って事業を実施していくことになりますので、計画している事業内容が実施できない等、選定後に計画が縮小するようなことが無いよう、申請時点において関係する自治体等と可能な範囲で調整してください。

Q3-12 既に自治体等と連携した組織体や活動実績がある取組は申請可能か。

A すでに連携した組織体や活動実績がある取組であっても申請は可能です。ただし、「新たに」大学病院の構造転換を図るに当たって必要となる教育研究基盤を充実させる取組であること、または、既存の取組の成果をもとに、「新たに」実施する取組である必要があります。(既存の連携した取組をそのまま記載するのではなく、発展的な取組であることが必要です。)

#### 4. 補助期間について

Q4-1 本事業は令和7年度補正予算のみの事業か。今後改めて予算計上はあるか。

A 令和7年度限りの事業です。令和8年度の予算には計上していません。また、令和8年度以降の取扱については、現時点では未定です。

Q4-2 予算の繰越は可能か。

A 事情がある場合には、繰越可能とする方向で調整中です。

Q4-3 予算の繰越が認められた場合は、令和8年度中の執行が可能であれば申請対象となるのか。

A 繰越が認められた場合には、令和8年度まで事業期間を延長することとなります。

Q4-4 申請書の「資金計画」については、令和7年度分の計画のみを記載するのか。それとも令和8年度分の計画も含めて記載すべきか。

A 本事業は令和7年度補正予算による事業のため、原則として令和7年度内に実施する事業計画を記載いただくこととなります。現時点において、事業計画が令和7年度内に完了しないことが想定される場合には、令和8年度に実施予定の計画も含めた形で、申請書を作成してください。

ただし、その場合であっても、令和8年度末までに執行していただく必要があります。また、本事業が令和7年度補正事業であることから、令和8年度のできる限り早い時期に執行されることが望ましいと考えます。

Q4-4 政府調達（総合評価方式）での手続きを進めた場合に令和8年度中の納品が困難となることも想定されるが、令和9年度への予算繰越についても相談することは可能か。

A 令和9年度への予算繰越については想定しておりません。

Q4-5 医療設備等の業者への支払いは、3月までに行うことが必要か。3月に納品された場合、業者への支払日が4月になる場合があるがどうか。

A 補助対象経費は、支払いの対象となる行為が当該国の会計年度中に終了するものに限られますので、出納整理期間中（翌年度4月中）に支払われる経費は補助対象となります。

#### 5. 事業の規模について

Q5-1 「補助金交付申請額」や「自己負担予定額」はどのように記載するのか。

A 補助事業予定額（所要額合計に記載した額）が、補助上限額を上回る場合は、補助金交付申請額欄に記載する金額は補助上限額と同額としてください。なお、補助上限額を超えた部

分は自己負担となります。選定された場合、事業の総額（補助額+自己収入経費）に対する執行額で返納金が生じるため、過大に積算した場合は返納が生じる可能性があることに留意願います。

事業の総事業費が補助上限額以内である場合は、事業の総事業費と補助金交付申請額は同額としてください。

**Q5-2 申請に当たり、補助上限額まで計上しなければならないのか。**

A 補助期間の計画策定に当たり、実施する事業の規模や目的、費用対効果等を勘案して、事業遂行に真に必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性や不可欠性も審査しており、明らかに過大、不必要的経費を計上することは、審査に影響すると考えてください。また、申請に当たっては実勢価格等を踏まえ、経費の積算まで十分に検討し、選定となった後に大幅に積算内容を変更することがないようにしてください（選定時における委員会からの意見に対応するために積算を変更することは構いません）。

**Q5-3 補助上限額に対して、上限まで計上している事業と上限に満たない少額の事業では、審査において有利・不利があるのか。**

A 計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。大学や事業の規模において、事業の実施に必要な経費を計上してください。なお、本補助金は税金が原資ですので、最小の費用で最大の効果が上がるよう、経費の積算を含む事業計画を策定してください。

## 6. 経費について

**Q6-1 補助事業として実際に取組を開始し、経費を支出できるのはいつ頃からか。**

A 各大学の負担軽減の観点から、本事業については交付内定を行わず、交付決定のみを行う予定です。経費の支出については、補助事業の開始（補助金交付決定）後からとなります。

**Q6-2 選定された場合、交付決定以前に実施した取組について遡って経費を充当できるか。**

A 交付決定後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、決定前に遡って経費を充当することはできません。本事業の各種契約（売買契約、請負契約等）は、交付決定通知日以降に締結しなければなりません。（交付決定通知前に、契約の準備にあたる行為（資料招請や入札公告等）を行うことは差し支えありません。）

**Q6-3 補助金交付予定額は、どのように算定されるのか。**

A 推進委員会における審査結果等を踏まえ、予算の範囲内で、各大学からの補助金交付申請額に基づき、計画の内容、経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において補助金交付予定額を決定します。

**Q6-4 申請する医療設備等について、採択後の入札によって補助額を下回った場合、差額分はどのような取り扱いになるのか。**

A 個々の医療設備等における申請時と実際の購入時の差額について、個別に判断することはせず、事業完了時に申請された事業を実施するための医療設備等の経費全体を確認させていただることになります。

補助金の実績報告時（額の確定時）に、交付すべき補助金の額を超える金額が交付されていた場合には、その超える部分については返還を求めます。金額の算定方法については、補助金の取扱要領別紙2をご参照ください。

Q6-5 補助金交付予定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

A 補助金の交付は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画を変更することは原則として認められません（選定時における委員会からの意見に対応するために積算を変更することは構いません）。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出してください。

Q6-6 事業責任者について、人件費を支出することは可能か。

A 事業責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員、または教員である必要があるため、事業責任者への人件費を支出することはできません。

Q6-7 公募要領において、「人件費は既に大学等で雇用する教職員を除く」とあるが、事業に直接従事している者であれば、令和7年度、またはそれ以前に雇用した教職員は補助対象となるか。

A 本事業の交付決定後に雇用する教職員等の人件費が対象となります。そのため、既に雇用している教職員等と新たに雇用契約等を締結する必要があります。証拠書類は雇用契約書に限らず、労働条件通知書等でも構いません。

Q6-8 現在、別の財源により雇用されている任期付の常勤職員等で、令和7年度末で雇用期間が終了する者がいるが、令和8年度において本事業に従事することが見込まれる場合、令和8年度4月からの雇用経費を本事業で支出することは可能か。

A 事業計画が令和7年度内に完了せず、令和8年度にも実施予定の事業計画として申請し、当該職員が本事業に従事することが見込まれる場合、令和8年度の雇用経費を支出することは可能です。

Q6-9 クロスアポイントメント（混合給与）の一部に本補助金を使用することは可能か。

A 雇用契約等で本事業に係るエフォート率等を示した上で、適切に勤務時間を管理するのであれば、本事業に従事する部分の人件費を支出することは可能です。

Q6-10 既に雇用している教職員に対するインセンティブ（手当等）に本補助金を使用することは可能か。

A 使用できません。

Q6-11 定年退職後に再雇用する教職員の人件費に本補助金を使用することは可能か。

A 新たに雇用契約等を締結するのであれば可能です。

Q6-12 本補助金により教育・研究支援者を雇用する際、複数年度に渡って雇用契約を結ぶことは可能か。

A 雇用において優れた支援者を確保する観点から、各大学の責任において、複数年度に渡って雇用契約を結ぶことを否定するものではありません。

ただし、本補助金は会計年度をまたがって使用することはできないため、仮に複数年度に渡って雇用契約を結ぶ際は、以下の点に十分注意してください。

- ・当該年度内に発生した給与等は、当該年度に交付された補助金により支出すること
- ・退職金を支給する際は、補助金から支出できる退職金の算定対象期間は、補助事業に係る期間のみであること（補助事業に係る期間を超えた部分の勤務に対する退職金や、積立金としての退職引当金については、補助金を充当できません）

Q6-13 本補助金により教育・研究支援者として医師の資格を有する者を雇用することができるか。

A 可能です。ただし、本事業で雇用した者は、本事業に専念していただく必要があり、事業に関する業務を行う時間で直接関係のない業務を行わせてしまう事のないよう、雇用する機関で厳密に勤務時間を管理していただく必要があります。（雇用契約等で本事業に係るエフォート率等を示した上で、適切に勤務時間を管理するのであれば、本事業に従事する部分の人件費を支出することは可能です。）

Q6-14 本補助金により雇用した医師の資格を有する者が診療業務を行うことは可能か。

A 本事業で雇用した者が、本事業とは直接関係のない通常の診療業務等を本事業に従事すべき時間に行なうことはできません。（※勤務時間外に通常の診療業務等に従事することは可能ですが、本補助金の支給対象になりません。）

Q6-15 本事業における教育・研究支援者について、外部機関に委託して派遣を受ける費用に支出することは可能か。

A 可能です。ただし、申請期間の教育・研究支援体制がどのように充実するのかを外部機関の関わり方を含め詳細に説明していただくなど、本事業を実施するために真に必要となることを説明していただく必要があります。

Q6-16 例えばICU・手術部門の強化等に必要となる教職員等について、最初から新規雇用者（A）をICU等に配置せず、（A）を一般病棟等に配置し、一般病棟等に既に雇用されている教職員等（B）をICU等に異動させる場合、（A）の人件費を補助金から支出できるか。

A （A）が本事業に従事することが必要です。例えば本事業においてICU・手術部門と一般病棟等を併せて一体となって人材養成を行うなど、（A）が本事業に従事することの説明が可能であれば人件費を支出することは可能です。

Q6-17 「8. 補助金の交付等」で、補助金の充当が適当と考える事項とは具体的にどのようなことか。

A 補助金の充当が適当と考える事項とは、当該大学の規程等に照らし大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本事業の実施に当たり大学が行う取組に直接必要な経費となります。学内規程等によらず、本事業に関わる事項についてのみ、特例的に支出を行うことは認められません。

Q6-18 交付決定後に、購入を予定していた機器等の後継機種等が発売となった場合、後継機種等を購入することは可能か。

A 本事業の実施に当たって、より効率化・充実するために必要な場合には、予定していた機器等の後継機種等を購入していただいて差し支えありません。

Q6-19 申請時点で発売されていない（今後に発売される見込みのある）医療設備等を申請することは可能か。

A 申請することは可能ですが、当該医療設備等が発売されず申請時に予定していた事業内容を実施できない場合には、補助金の返還を求める可能性があります（ただし、代替機器等があり、予定していた事業を実施できる場合にはこの限りではありません）。

Q6-20 施設の改修を行うことは可能か。

A 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費に使用することは出来ません。ただし、本事業のために購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付調整費等については使用可能です。

Q6-21 例えばCTやMRIなどの新設に合わせて、放射線遮蔽や磁気シールドなどの改修工事を一体的に契約する場合があるが、当該契約（見積）から工事部分を除いた機器の購入分のみを申請することは可能か。

A 可能です。なお、こうした契約の場合は、補助対象経費（機器の購入分）を明確に確認できる契約内容であることが必要です。

Q6-22 「本事業のために購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付調整費」とは具体的にどの程度か。

A ①設備備品を建物に取り付け、固定するために必要な経費、  
②設備備品の設置に必要な床の補強や防振材の取付けに必要な経費、  
③設備備品を設置し、調整するために必要な経費等  
を想定しています。公募要領別紙3をご参照ください。

Q6-23 教育・研究に係る情報システム費は、補助金取扱要領にある「5. 補助金の経理管理等」のうち【その他】に分類されるという認識でよいか。

A 当該システムを購入する場合は設備備品費に、リース等の場合は、その他に分類してください。

Q6-24 導入済みの電子カルテシステムの改修に伴う費用について、補助金から支出することは可能か。

A 当該システムが教育研究にも活用するものであることを、申請書で説明いただくことが必要です。そのうえで、交付決定後に契約等が締結されたものに限ります。

Q6-25 経営コンサルタントを雇用する経費を補助金から支出することは可能か。

A 当該コンサルタントが、大学病院の教育・研究の機能強化にどのような役割を担うか説明が必要と考えます。

Q6-26 指導者（指導医等）の指導力育成のためのFD開催や、講習会等の参加費用を本補助金から支出することは可能か。

A 可能です。

Q6-27 最先端医療設備の使用方法にかかる講習会を実施するため、会議費を支出することは可能か。

A 可能です。

Q6-28 経費の使用で注意すべきことはあるか。

A 本補助金が税金を原資としていることに鑑み、社会一般的にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費に使用することはできません。

不適切な経費については返還していただくとともに、経費の使用に問題が多いと判断される場合は、大幅な補助金の減額又は補助金の取消等を行います。

例えば、以下のようなものは本補助金で使用すべきではないと考えられます。

○学内の規程等に基づいていないもの（本事業のみ特別な扱いをすることは認められません）

○パソコン、カメラ、ビデオカメラ等の過剰と疑われる台数（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような台数）の購入

Q6-29 補助率は何割か。

A 国公私問わず、定額補助を行います。

Q6-30 他の大学改革推進等補助金における取扱要項において、設備備品費は補助対象経費の70%を超えないように記載があるが、本事業においても該当するか。

A 申請時点で規定された上限を超えないようにしてください。選定後も原則、設備備品費の額が補助対象経費の総額の70%を超えることはできません。ただし、やむを得ない変更があって70%を超えることとなる場合は、事前に「経費使途理由書」を添えて、文部科学省へ相談してください。また、人件費の取扱い（補助対象経費の総額70%を超える場合）についても同様に事前の相談が必要なほか、その他（諸経費）の委託費の取扱い（補助対象経費の総額の50%を超える場合）についても同様です。

Q6-31 「設備備品費」において、補助対象経費の総額の70%が上限となっているが、例えば、補助上限額の5億の医療設備が本事業を推進するために必要であったとしても、補助額は3.5億までであるという認識で良いか。

A 補助対象経費が5億円の場合、3.5億円が設備備品費の上限額となります。

Q6-32 リース契約、保守契約、ライセンス契約等が年度をまたぐ場合、経費はどのように計上すれば良いか。

A 契約期間に関係なく、当該年度にかかる経費のみが補助対象となります。年度をまたぐ契約の場合は、当該年度にかかる経費のみを按分して計上してください

Q6-33 リース契約による医療設備について、導入後時間が経過している設備等があるが、当該医療設備のリース料や保守料について、本補助金を充当することは可能か。

A 交付決定後に契約等が締結されたものが対象となります。

Q6-34 医療設備を購入する場合、保守費も契約に含まれているケースが多いが、支援期間内であれば保守費も「設備備品費」として支出して構わないか。

A 設備の導入に付随するものであれば構いません。ただし、保守費を別の契約等として実施する場合は、経費の区分はその他としてください。

Q6-35 割賦契約で設備を整備することはできるのか。

A 設備を購入するための契約の仕方は限定しませんが、事業実施期間中に設備の整備が完了することが求められます。

Q6-36 申請する経費には、医療設備本体に加えて、導入時の初期消耗品等を含めることは可能か。

A 購入した医療設備の導入に付随する消耗品は対象となります。詳細は、公募要領別紙3をご参照ください。

Q6-37 消耗品費について、手術等の高度医療に必要なものも、教育・研究の観点から説明できるものは支出が可能か

A 当該消耗品について、事業を遂行するために真に必要な教育研究支援活動に資するものとして説明ができるものであるか、検討してください。

## 7. 申請内容等について

Q 7-1 成果目標(KPI)の設定に関して、交付決定が3月末が予定されているため、R7は「0」とし、R8～R11までの数値目標の設定でよいか。

A 本事業において、新たな取組を実施し、そのKPIを立てる場合、令和7年度の指標は“0”や“としていただいても結構です。既に取組を実施しており、本事業でその取組を加速化等する場合は、令和7年度の数値目標等を記載してください。

Q 7-2 成果目標(KPI)の設定に関して、事業の趣旨に鑑みて、既に採択済の「高度医療人材養成拠点形成事業」において設定したKPIと類似のものでも差し支えないか。

A 可能ですが、本事業で実施する内容と既存事業との区分・相違などを整理したうえで、KPIを設定してください。

Q 7-3 本事業による構造改革は、中長期的に取組を継続していく必要があると考えているが、本申請においては、令和11年度までの事業構想を具体的に記載するという認識でよいか。

A 令和11年度までの各大学病院の取組構想を記載してください。その際、補助事業期間内での実施予定の取組が判別できるよう、令和7年度（繰越検討する場合は7、8年度）と、令和8～11年度（繰越検討する場合は9～11年度）の取組を分けて記載してください。

Q 7-4 実施する事業は1件までとあるが、複数の取組（研究での事業1つと教育面での事業1つなど）を実施する場合、それらが直接関連していなくてもよいか。

A 差し支えありませんが、それぞれの事業が大学病院改革プラン等と整合することは求められます。

Q 7-5 大学病院改革プランに基づき、既に実施中の取組を申請しても良いか。それとも、既存の取組ではなく、発展的あるいは新規の取組を申請しなければならないのか。

A 本事業の申請に当たっては新規の取組でも既に実施している取組でも差し支えありませんが、既存の取組の発展や加速化させる内容とすることが必要です。

Q 7-6 大学病院改革プランではなく、各大学病院において、その実現のために策定した具体的な実施計画（アクションプラン等）に基づく取組も補助の対象となるか。

A 大学病院改革プラン以外の取組も対象となり得ますが、選定後は改革プラン本体への記載をお願いします。

Q 7-7 現在、自治体と協議をし、HCUの整備の計画を進めており、設備整備費等については、自治体からの支援を想定しているところであるが、それ以外の経費（人件費や運営に係る諸経費等）については、本予算を活用することは可能か。

A 可能ですが、他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを整理したうえで、申請してください。

Q 7-8 自治体等との連携を深化させるための方策のうち、関係機関のトップが参画する協議の場（プラットフォーム）の設置に関する方向性を示すことが要件になっています。医療機関と地方自治体の関係性や地方自治体とのプラットフォームの構築に関する

る協議調整の結果、例えば、病院長や地方自治体の関係局長をトップとする協議の場でも差支えないか。

A 既存の協議体等を活用することでも差し支えありませんが、当該協議体に参画する者のレベルを上げることや、当該協議体において、個別事項だけでなく複数の事項を総括的・横断的に協議・共有することが望ましいと考えます。

Q7-9 「地域ごとの関係機関のトップが参画する協議の場（プラットフォーム）を設けることなど、今後の方向性が、具体的に示されているか」とあるが、申請書提出時点で正式に設置されていなくても、令和8年度中に設置するような体制でもよいか。

A 構いません。協定書の締結など書面による確約を申請段階で求めることはありますか、申請した計画に沿って事業を実施していくことになりますので、申請時点において、可能な範囲で自治体等と調整することが望ましいと考えます。

Q7-10 同一都道府県内に複数の大学が存在している場合、都道府県との協議体は、個々の大学で設置すべきか、全体で設置すべきか。

A どちらでも構いません。都道府県との協議の上、効果的な体制で協議を行うことが望ましいと考えます。

Q7-11 自治体等との協議の場（プラットフォーム）を設けることについて、文部科学省から都道府県等に対して協力要請などを行う予定はあるか。

A 時期等は未定ですが、実施予定です。

Q7-12 様式1-2の「3. 補助金を活用した取組の位置付け及びその具体的な内容」について、（1）（2）の2項目に分かれているが、各々の項目に分けて記載する必要があるのか。分けて記載が難しい場合、（1）（2）をまとめて記載することでも良いか。また、どちらか片方だけの記載でもよいのか。

A （1）（2）の2項目の記載が必要です。基本的には各項目を分けて記載してください。内容が両者にまたがるなど、どうしても分けた記載ができない場合は、まとめて記載いただいても構いません。

Q7-13 医学部・附属病院において発生した組織的なコンプライアンス等の問題について、各大学において重大な事案と判断し、例えばHP等で公表した当該事案とは、具体的にどのような事案を想定されているか。また、該当事案がなければ提出不要か。

A 例えば、医療事故や不祥事について、法人や病院の体制の不備に起因して発生した事案や、発覚後も法人や病院が適切に対応を講じない事案など、法人・病院の管理責任があり組織的な再発防止の取組み等が求められる事案で、令和6年度以降に公表された事案を想定しています。該当がない場合は提出不要です。

## 8. その他

Q8-1 書面審査は全ての申請に対して行われるのか。

A 書面審査は全ての申請に対して行います。

Q8-2 申請状況や選定状況はホームページ等に公表されるのか。

A 事業の選定後、本事業の申請・選定状況等を公表する予定です。

**Q8-3 業者選定の際、相見積もりが必要か。**

A 本事業では複数社による見積もりは必須とはしませんが、各大学の規程に従い、適切な取扱を行うようにしてください（規程の新設・拡大解釈等により、本事業のみ特別の取扱とすることは認められません）。

なお、本補助金は、適正化法等が適用されるため、一般競争契約（契約に関する公示をし、不特定多数の者による競争をさせ、最も有利な条件を提示した者との間で締結する契約方式）などにより、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を効率的に使用してください。

**Q8-4 『収容定員調査票』における「学部規模（入学定員）※数値を入力」欄及び「学部規模（入学定員）区分 ※プルダウンリストから選択」欄について、どのように記載すればよいか。**

A 「学部規模（入学定員）」欄及び「学部規模（入学定員）区分」欄は、公募要領の「3.申請資格・要件等（3）申請資格」の（表1）における「学部規模（入学定員）」を確認するため設けています。

このため、「学部規模（入学定員）」欄については、設置する学部の平均入学定員を記載し、「学部規模（入学定員）区分」欄については、設置する学部の平均入学定員を基に区分を選択してください。

**Q8-5 『収容定員調査票』は、学部学科単位の記載でよいか。**

A 基本的には学部単位となります、学科で修業年限が異なる場合は、学科ごとに記載してください。（例：医学部（医学科）、医学部（看護学科）等）

なお、『収容定員調査票』は、各年度の5月1日時点での情報を記入ください。

**Q8-6 様式（Excel）の行の高さ調整の限界を超えて記載をしたい場合は、行を挿入することは可能か。また、複数ページにまたがる場合は改ページの位置を変えることも可能か。**

A 可能です。申請様式について、ページ数の上限を設けておりますので、その範囲内であれば、行の挿入や改ページ位置を変更いただいても構いません。

**Q8-7 Web ページに掲載されている『公募要領』に「一部修正」とあるが、何が変わっているのか。**

A 修正部分は以下の通りとなります。

**4. 申請書の作成 （2）指標の設定**

**修正前：**

事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。その際、事業の選定校と非選定校との比較が可能な指標を含められないか検討の上、可能な限り設定してください。

**修正後：**

事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、事業の選定校と非選定校との比較が可能な指標を含められないか検討の上、可能な限り設定してください。